

広島県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年十月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山尾道線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市高西町二丁目六六番四地先から 福山市高西町二丁目八八番一地先まで	一〇・八〇〇 一五・二〇〇	八・二〇〇 ・五〇	六〇・〇〇	六〇・〇〇	拡幅